

全部公開 11件／部分公開 16件／
非公開 1件／存否応答拒否 0件／
不存在 5件／却下 0件／
取下げ 6件／審査請求 2件

【個人情報保護制度の運用状況】

個人情報取扱事務の登録件数 337件
個人情報開示請求 21件
全部開示 2件／部分開示 18件／
不開示 0件／存否応答拒否 0件／
不存在 1件／却下 0件／取下げ 0件
審査請求 0件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法の
公開・開示があるため、合計が請求件数と一
致しません。

個人情報訂正請求 0件

個人情報利用停止請求 0件

苦情処理・苦情の相談件数 51件

■問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

皆さんの声を市政に反映 市民参画手続きの状況



市民の皆さんのご意見を反映するための、審議会等・ワークショップ・パブリックコメント(市民意見募集)などの結果と今後の予定です。

【令和元年度結果】

◆審議会等の活用 4件
◆パブリックコメントの活用 5件
◆協議会・公聴会、アンケート調査など 10件

【令和2年度予定】

◆審議会等の活用 4件
◆ワークショップの開催 2件
◆パブリックコメントの活用 11件
◆協議会・公聴会、アンケート調査など 8件

■問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

募 集

スポーツ推進審議会 市民委員を募集

スポーツ基本法に定める市のスポーツ推進に関する調査・審議をする会議で、市民の皆さんの意見を反映するための市民委員を募集します。

■募集人数 1人

■任期 8月1日～令和4年7月31日までの

2年間※平日の昼間に1回2時間程度(年間2回程度)の会議を開催

■委員報酬 規定の委員報酬および交通費

■応募資格 スポーツに関する学識経験があり、市内在住の満20歳以上の人

■応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、「私が考える芦屋のスポーツ推進施策」をテーマとした作文(800字程度)を添付し、6月19日(金)までに郵送またはEメールでスポーツ推進課へ提出してください。(応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。)

※応募用紙は返却しません。

※選考委員会で決定し、本人に通知します。

■問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910
(〒659-0072 川西町15-3/☎sport@city.ashiya.lg.jp)

高齢者支援の 担い手になりませんか



【生活支援型訪問サービス従事者研修】

研修修了後は、従事者として生活援助サービス(介護予防・日常生活支援総合事業における、買い物・調理・洗濯・掃除等の生活援助)を提供することができます。

■日時 6月29日(月)午前9時～午後4時10分

30日(火)午前9時30分～午後4時35分

※両日の受講が必要です(研修時間12時間)

■会場 シルバー人材センター

■内容 介護予防・認知症・生活援助の基礎知識等(8科目)

■対象 研修修了後に生活支援型訪問サービスの指定事業所で働く意欲のある人・先着50人

■申し込み 6月1日～18日に所定の申込用紙をシルバー人材センター(☎31-9223/〒659-0062 宮塚町2-2)へ※申込用紙は下記・シルバー人材センターで配布(市ホームページからもダウンロードできます)

■問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

公募提案型補助金の 自主事業を募集



■対象 社会教育関係登録団体で、次のすべてを満たす事業

①団体の専門性、得意分野を生かしたもの

②広く一般市民や児童生徒を対象

③市内在住・在勤・在学の30人以上を対象

会員が参加すること

④市内の公共的施設で実施

⑤10月1日から翌年3月31日までに実施

⑥補助対象経費が3万円以上

※他にも要件があります。

■補助金額 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等の3分の2(上限5万円)

■申し込み 7月1日～20日<必着>で必要書類を持参または郵送で下記へ

■問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091
(〒659-8501 住所不要)

市立打出保育所・大東保育所移管事業者の募集



■移管年月日 令和4年4月1日(市立打出保育所・市立大東保育所共)

■募集場所

市立打出保育所:宮川町11、12-1

市立大東保育所:新浜町1-4

■応募資格

認可された保育所(保育所型認定こども園を含む)・幼保連携型認定こども園を5年以上運営しているなどの条件を満たす社会福祉法人(他条件あり)

■申し込み 令和2年8月24日～26日(平日・執務時間内)に子育て推進課施設整備係へ持参。募集要項は6月22日から市ホームページでダウンロード可(子育て推進課でも配布)

■問い合わせ 子育て推進課施設整備係 ☎38-2180

申請・届け出

個人市県民税の 減免制度



市民税・県民税の減免制度があります。郵送申請や自宅で手続きができる電子申請をご利用ください。

■対象 失業や前年と比較して所得が半減するなど一定の要件を満たす人

■申し込み 納期限までに課税課市民税係(北館2階31番窓口)へ。

※納付済の税額、納期限が過ぎた税額は減免の対象外です。詳しくは、市民税・県民税納税通知書または市ホームページでご確認ください

■問い合わせ 課税課市民税係 ☎38-2016